

宿泊施設における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

中部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課

令和2年6月15日
@倉吉体育文化会館中研修室

感染を広げないために

■ 営業にかかわる人への対策

人から人へ感染が拡大するのを防止するために必要です。

- 従業員及び宿泊者の体調把握
- 咳エチケット

■ 人が集まる場所への対策

多数の人が集まると、感染した人がいた場合、感染していない人への感染リスクが高まります。

- 人と人の間隔確保
- 場所の十分な換気

■ 人が触れる可能性があるものへの対策

不特定多数の人が触れるものがあれば、感染した人がいた場合に感染リスクが高まります。

- 利用者の手洗い、物品の消毒

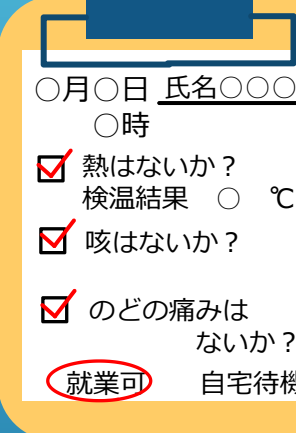
宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 従業員の体調管理

- 従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は自宅待機させましょう。

☆従業員から利用者への感染防止

- ➡ 従業員の勤務前に体調把握
- ➡ 就業中の体調変化の把握



○月○日 氏名○○○
○時

熱はないか？
検温結果 ○ °C

咳はないか？

のどの痛みは
ないか？

就業可 自宅待機

☆利用者への安心材料の提供

当宿は
スタッフの検温を
義務化しています

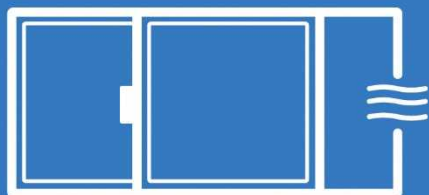


宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 施設の管理・清掃（共用エリア）

- ロビー等の共用エリアや客室は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
 - ▶ 窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用しましょう。
 - 通路や階段等の外気が入りにくい場所は、常時換気しましょう。
 - 空調に外気導入する機能がある場合は、外気導入に設定しましょう。
 - 換気能力が落ちないように、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。
- ロビー等の共用エリアではマスクを着用するよう掲示しましょう。

当宿は
定期的に換気を
行っています



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 施設の管理・清掃（フロント）

- フロントには、宿泊者と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。
 - ▶ 飛沫感染を防止することが重要です。宿泊者と従業員がともにマスクを着用するなど咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 施設の管理・清掃（共用設備）

- エレベータ内が過密状態にならないよう、複数グループが同乗しないようにするなど乗車人数を制限し、エレベータ内では会話を控えるよう掲示しましょう。
- 共用洗面所のハンドドライヤーの使用は控えて、ペーパータオルを用意しましょう。
- フロントデスク、筆記用具、ロビーの家具、共用パソコン、エレベータのスイッチ、廊下や階段の手すり、ドアノブ、自動販売機のボタンや取り出し口、共用の履物、トイレ等の宿泊者が共用する部分は、定期的に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- 喫煙室は使用时以外も常時換気し、吸い殻交換とテーブル清拭を頻繁に行いましょう。

☆エレベータ → 利用階を分ける（奇数階・偶数階）
低層階は階段利用

当宿は定期的に
共用部分の
消毒をしています



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 接客

- 接客時にはマスクを着用するなど咳エチケットを実践しましょう。
 - ▶ 宿泊者へは、マスク着用での接客に御理解いただくよう伝えましょう。
- こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- 直接対面で接客するときは、可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保しましょう。

当宿はスタッフの
マスク着用を
義務化しています



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ フロント業務

- フロントで手続き待ちの宿泊者が密集しないようにしましょう。
 - ▶ 間隔を空けて並んでいただいたり、分散して待機していただき呼び出し対応をしたり、客室等複数箇所で手続きを行うなど工夫しましょう。
- 長時間の対面を避けるため、オンライン決済の活用などフロントでの手続きを工夫しましょう。
- 出入口及びロビー内に手指の消毒設備を設置し、宿泊者に入館時の手指消毒を依頼しましょう。
- チェックインの際は、検温や健康チェックリストによって宿泊者の体調を確認し、発熱や咳等の体調の異変が生じた場合は速やかに申し出るよう伝えましょう。

間隔をあけてお並びください



○月○日 氏名○○○
○時
■熱はありますか
なし あり
■かぜの症状はありますか？
なし あり
■検温結果 36 °C



当宿は
お客様に消毒を
お願いしています



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 体調不良の申し出があったら

- ➡ お部屋での待機をお願いしましょう。
- ➡ 下記の症状等に該当する場合は、発熱・帰国者・接触者相談センターへ相談を（ご本人、または了解を得たうえで宿泊施設）

✓ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

✓ 重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

✓ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

【発熱・帰国者・接触者相談センター】 ※電話24時間対応

○東部（鳥取市保健所内） ☎0857-22-5625（8：30～17：15）
☎0857-22-8111（17：15～翌8：30）
☎0857-20-3962（8：30～17：15）

○中部（倉吉保健所内） ☎0858-23-3135, 0858-23-3136
☎0858-23-4803

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ フロント業務

- 館内・客室の案内は、従業員による説明ではなく、文書や動画を用意しましょう。
 - ▶用意できない場合は、フィジカルディスタンスを確保して説明しましょう。
- 団体旅行者を受け入れる場合は、代表者がまとめて手続きを行い、他の宿泊者は分散して待機するよう要請しましょう。
- 返却されたルームキー・キーカードは消毒しましょう。

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 食事の提供

- レストラン等で食事を提供する場合は、「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考にして、密閉、密集、密接の感染リスクを減らしましょう。
- 宴会・会食等の団体での食事の場合、お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請し、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りにしましょう。
 - ▶ 大鍋や大皿で料理を提供する場合は、従業員が取り分けるか、お客様の中で取り分け役を決めて、トング、取り箸等を使い回さないようにしましょう。
- 客室で食事を提供する場合は、できるだけ一度に料理を提供して従業員の入室回数を減らし、客室入室後は手指消毒してから料理を並べましょう。
- ビュッフェ方式はセットメニューでの提供に代えることを検討しましょう。
 - ▶ ビュッフェ方式で食事を提供する場合は、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分けるなどの対策をとりましょう。
- 下膳作業を行った従業員は手指消毒をしましょう。

換気・距離の確保と共用のものを減らす
配膳回数を減らす

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策



当宿のビュッフェは
取り分けて
提供いたします



当宿はビュッフェを
一時的に廃止し
個別提供しています



当宿は
お部屋食プランを
用意しています



宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ ビュッフェの再開に際して、あるホテルの取り組み

ビュッフェ形式での再開に当たり、朝食利用時には、**お客様にマスク着用**と、ホテルでご用意しております**使い捨て手袋の着用をご依頼**しております。

マスク着用がない場合は、ご利用いただけませんので、ご了承ください。
マスクはフロントにて販売いたしております(〇円/1枚)。

〇〇〇〇では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策として、お客様およびスタッフの健康と安全を考慮し、また安心してお客様にご利用いただけるよう、取り組みを行っております。

何卒、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ 入浴

- 浴場や脱衣所は定期的に窓を開けたり、換気扇を常時使用するなど十分な換気を行いましょう。
- 浴室入口に、混雑時の利用を控えるよう貼り紙をしたり、従業員から声かけを行うなど、同一浴室内に一度に多人数が入室することのないようにしましょう。
- 浴室内ではフィジカルディスタンスを確保し、会話は控えるよう注意書きを掲示しましょう。
- 浴室内の備品（ドライヤー、ソファ、マッサージ機、体重計等）はこまめに清拭消毒し、使用者も使用の際に清拭消毒するよう貼り紙等で要請し、消毒用品を備え付けましょう。
- 浴場での貸しタオルは中止し、客室から清潔なタオルを持参するよう要請しましょう。
- 化粧品・ブラシ等は持参するよう要請しましょう。
 - ▶ 共用の化粧品を置く場合は、使用の際にボトル等の触れる部分を清拭消毒するよう要請し、消毒用品を備え付けましょう。
 - ブラシを用意する場合は、使用者ごとに消毒済みのものを使用できるようにしましょう。

☆入浴時間帯をお客ごとに分ける。（第1グループ：18時から 第2グループ：19時半から）

☆共用設備を可能な限り撤去

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ チェックアウト後の客室及び浴場清掃

- 清掃は、窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- ドアノブ、スイッチ、リモコン、ハンガー、スタンド、電話機、ポット、洗面所のレバー、備え付けのアメニティ、館内用スリッパ、外出用の下駄、浴場のロッカー内部など、宿泊者がよく触れる部分は入念に拭き取り清掃・消毒しましょう。
- 清掃やリネン回収を行う従業員は、マスクや手袋を着用しましょう。

宿泊施設の営業場面ごとの感染拡大予防対策

■ チェックアウト後の客室及び浴場清掃

- 送迎車の運転席と後部座席をビニールシート等で仕切りましょう。
- 洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう呼びかけましょう。
- 客室のゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。
- ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。

- ☆ 自社バス等で送迎を行うときは、乗員の距離が確保できる人数に留める
- ☆ マスクの着用をお願いする。

宿泊施設の感染拡大予防対策お知らせのために

ピクトグラムの利用

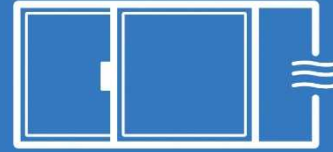
当宿はスタッフの
マスク着用を
義務化しています



当宿は
スタッフの検温を
義務化しています



当宿は
定期的に換気を
行っています



当宿は
お客様に消毒を
お願いしています



当宿は定期的に
共用部分の
消毒をしています



当宿は
お部屋食プランを
用意しています



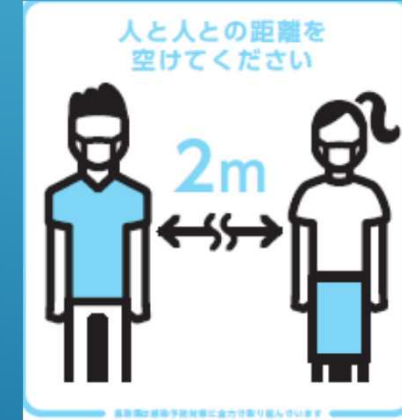
当宿のビュッフェは
取り分けて
提供いたします



当宿はビュッフェを
一時的に廃止し
個別提供しています



鳥取県観光連盟作成のピクトグラム (無料ダウンロードできます)



<https://www.tottori-guide.jp/pictgram/>

消毒液の作り方

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)が目安です。</small>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

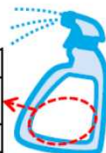
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

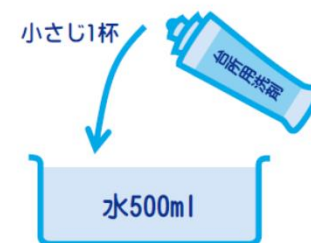
台所用洗剤を使って
代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分(電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など)を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面(家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など)や、水がしみこむ場所や材質(布製カーテン、木、壁など)には使わないでください(シミになるおそれがあります)。

感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援！

～ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金 ～



補助金の概要

対象となる事業者

- 飲食店
- 宿泊施設
- 観光関係(旅行業、運輸業、お土産製造・販売など)
- 緊急事態宣言が発動されたこと等に伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗(生活衛生業、製造業、小売業、サービス業など)
 - 「売上が急減した」とは、前年同月比おおむね3割以上減少していることとし、事業開始から1年以内の場合は、収支計画書に対しておおむね3割減少していることとします。

補助率

9/10

上限額

1事業者につき 20万円

- 下限額なし
- 複数店舗を有する事業者の場合 40万円
- 補助金の利用は1事業者につき1回まで

衛生用品のみの購入もOK!
(10万円まで)

補助の対象となる経費

区分	例
衛生用品購入費	衛生用品(マスク、フェイスシールド、ゴム手袋、消毒液、手洗い用洗剤等)
物品、機器購入費	仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート、フィルム 非接触型体温計、キャッシュレス決済導入費
設置・改修費	パーテーション設置、換気設備の設置(点検・クリーニング含む)、 手洗い場設置
その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費	

対象は令和2年4月1日以降に支払った経費とし、すでに行われた取組にもご利用いただけます。

手続きの方法

補助金に関する詳しい情報、様式のダウンロードや電子申請はこちら>>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291965.htm>



申請書類	申請者	提出物①	提出物②	提出物③
	● 飲食店・宿泊施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 営業許可証の写し	—
	● 観光関係施設	<input type="checkbox"/> 申請書	<input type="checkbox"/> 事業の内容を確認できる書類 (定款、チラシ等)	—
	● その他事業者	<input type="checkbox"/> 申請書		<input type="checkbox"/> 前年の月別売上が確認できる書類

売上の減少状況を確認します

● 郵送の場合
必要書類を以下の宛先へお送りください。
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220
県庁くらしの安心推進課
ご相談や申請書の提出は、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センターでも受け付けています。

● 電子申請の場合
鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、添付書類を添付して申請してください。

問合せ先

コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口
(鳥取県くらしの安心推進課内)

☎0857-26-7989

電子メール kurashi-soudan@pref.tottori.lg.jp



新型コロナウイルス
感染予防対策
協賛店募集中!

詳しくはこちら➡

